

審査請求に関する諮問について

次のとおり審査請求があったので、この審査請求を棄却することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 229 条第 2 項の規定により諮問する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

相模原市長 加山俊夫

1 審査請求人

市内の団体

2 審査請求に係る処分

橋本公民館長による審査請求人の相模原市立公民館使用料免除申請に対し免除しないこととした処分(以下「本件処分」という。)

3 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

(2) 審査請求の理由(主張の要旨)

ア 公民館使用料の免除について定めた相模原市立公民館条例施行規則(昭和 44 年相模原市教育委員会規則第 6 号。以下「規則」という。)第 8 条第 1 項第 2 号は、学習権を保障した日本国憲法(以下「憲法」という。)第 26 条、教育の目的について定めた教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)第 1 条、社会教育における地方公共団体の役割等について定めた社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 3 条、第 12 条及び第 32 条に違反している。

イ 相模原市立公民館使用料免除基準(平成 30 年 4 月 1 日施行。以下「免除基準」という。)別表は、活動内容によって公民館使用料を免除される団体(以下「免除団体」という。)の種類を具体的に示し、公民館活動の社会的有益性及び意義を評価することで、免除団体とその他の団体を差別・分断しており、平等原則について定めた憲法第 14 条及び社会教育関係団体に対する不当な干渉等を禁止した社会教育法第 12 条に違反している。

ウ 審査請求人は、免除基準別表において免除団体と規定されている学習支援団体に当たる。また、免除団体の判断がなされた相模原市立公民館使用料免除検討会(以下「検討会」という。)における検討内容が不明瞭である。

#### 4 棄却しようとする理由

審査請求人の主張は、次のとおり理由がないため

##### (1) 規則第8条第1項第2号について

ア 公民館は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設であり、利用者から使用料を徴収することは、同法第225条において明文で許容されている。

また、公民館使用料を徴収したとしても、利用団体の活動に市が不当に干渉するものとは解されず、公民館の有償化に何ら違法性はない。

イ その上で、市内で活動する公益性が高い団体の公民館使用料を免除することは、公民館の設置目的等に適合し、住民の社会福祉の増進等に資するから合理的な理由があるものと認められ、免除団体とその他の団体との間で取扱いの差異が生じたとしても、その差異は、憲法第14条及び地方自治法第244条第3項が禁止する不当な差別的取扱いには当たらない。

ウ よって、規則第8条第1項第2号は、違憲又は違法ではない。

##### (2) 免除基準について

ア 免除基準は、免除団体の定義を明確化し、免除を受けられる活動を定め、規則第8条第1項に定められた免除の適用に当たっての要件を明確に具体化したものであるが、これにより生じた取扱いの差異は、合理的なものであって、団体の活動に不当な干渉をするものではないから、裁量権の逸脱があるとは認められない。

イ よって、免除基準は、違法又は不当ではない。

##### (3) 本件処分について

ア 審査請求人は、グループで相互に学習し、歴史の事実を次代に伝えていくことを目的とし、定例会、会の目的にあったテーマの講演会・公開学習会・調査研究・相互学習等、会員相互の親睦を行う団体であり、その活動実績等を考慮しても、免除基準別表に定める学習支援団体の定義である「地域において様々な理由により学習を必要としている人に対し、無料又は低額(教材費等実費程度)で学習支援を行っている団体」には当たらない。

イ また、検討会における検討内容は、本件処分に係る通知書に記載され、審査請求人に示されている。

ウ よって、本件処分は、違法又は不当ではない。

#### 提案の理由

使用料の徴収に関する処分についての審査請求に対する裁決をいたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第229条第2項の規定により議会に諮問するものである。

## 諮問第 1 号関係資料

### 審査請求の概要

#### 1 処分に至る経過

平成 30 年 4 月 1 日 審査請求人が橋本公民館長に公民館使用料免除申請書を提出

6 月 5 日 橋本公民館長が審査請求人に公民館使用料免除申請に対する決定処分に係る通知を送付

#### 2 審理の経過

平成 30 年 8 月 30 日 審査請求人が市長に審査請求書を提出

9 月 10 日 市長が審理員を指名

9 月 25 日 審理員が橋本公民館長から提出された弁明書を受領

10 月 25 日 審理員が審査請求人から提出された反論書を受領

12 月 6 日 審理員が口頭意見陳述を実施

平成 31 年 1 月 9 日 審理員が審理を終結

1 月 24 日 審理員が市長に、本件審査請求は棄却されるべきであるとする旨の審理員意見書を提出

#### 審理員

審査請求がされた行政庁(本件審査請求においては、市長)の指名により審査請求に係る審理手続を行う職員。本市では、弁護士を相模原市行政不服審理員(非常勤特別職職員)に任命し、審理員として指名している。

審査請求に関する諮問について

次のとおり審査請求があったので、この審査請求を棄却することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 229 条第 2 項の規定により諮問する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

相模原市長 加山俊夫

1 審査請求人

市内の団体

2 審査請求に係る処分

橋本公民館長による審査請求人の相模原市立公民館使用料免除申請に対し免除しないこととした処分(以下「本件処分」という。)

3 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

(2) 審査請求の理由(主張の要旨)

ア 公民館使用料の免除について定めた相模原市立公民館条例施行規則(昭和 44 年相模原市教育委員会規則第 6 号。以下「規則」という。)第 8 条第 1 項第 2 号は、学習権を保障した日本国憲法(以下「憲法」という。)第 26 条、教育の目的について定めた教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)第 1 条、社会教育における地方公共団体の役割等について定めた社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 3 条、第 12 条及び第 32 条に違反している。

イ 相模原市立公民館使用料免除基準(平成 30 年 4 月 1 日施行。以下「免除基準」という。)別表は、活動内容によって公民館使用料を免除される団体(以下「免除団体」という。)の種類を具体的に示し、公民館活動の社会的有益性及び意義を評価することで、免除団体とその他の団体を差別・分断しており、平等原則について定めた憲法第 14 条及び社会教育関係団体に対する不当な干渉等を禁止した社会教育法第 12 条に違反している。

ウ 審査請求人は、免除基準別表において免除団体と規定されている交通関係協議団体に当たる。また、免除団体の判断がなされた相模原市立公民館使用料免除検討会(以下「検討会」という。)における検討内容が不明瞭である。

#### 4 棄却しようとする理由

審査請求人の主張は、次のとおり理由がないため

##### (1) 規則第8条第1項第2号について

ア 公民館は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設であり、利用者から使用料を徴収することは、同法第225条において明文で許容されている。

また、公民館使用料を徴収したとしても、利用団体の活動に市が不当に干渉するものとは解されず、公民館の有償化に何ら違法性はない。

イ その上で、市内で活動する公益性が高い団体の公民館使用料を免除することは、公民館の設置目的等に適合し、住民の社会福祉の増進等に資するから合理的な理由があるものと認められ、免除団体とその他の団体との間で取扱いの差異が生じたとしても、その差異は、憲法第14条及び地方自治法第244条第3項が禁止する不当な差別的取扱いには当たらない。

ウ よって、規則第8条第1項第2号は、違憲又は違法ではない。

##### (2) 免除基準について

ア 免除基準は、免除団体の定義を明確化し、免除を受けられる活動を定めおり、規則第8条第1項に定められた免除の適用に当たっての要件を明確に具体化したものであるが、これにより生じた取扱いの差異は、合理的なものであって、団体の活動に不当な干渉をするものではないから、裁量権の逸脱があるとは認められない。

イ よって、免除基準は、違法又は不当ではない。

##### (3) 本件処分について

ア 審査請求人は、リニア新幹線の現在の計画の凍結を団体の設立・活動の目的に掲げ、その理念や目的に賛同するもので構成され、情報収集、会員相互の学習、意見の表明その他の活動をしている市民団体であり、その活動実績等を考慮しても、免除基準別表に定める交通関係協議団体の定義である「地域における移動手段の確保や公共交通の在り方等について協議する団体」には当たらない。

イ また、検討会における検討内容は、本件処分に係る通知書に記載され、審査請求人に示されている。

ウ よって、本件処分は、違法又は不当ではない。

#### 提案の理由

使用料の徴収に関する処分についての審査請求に対する裁決をいたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第229条第2項の規定により議会に諮問するものである。

## 諮問第 2 号関係資料

### 審査請求の概要

#### 1 処分に至る経過

平成 30 年 4 月 15 日 審査請求人が橋本公民館長に公民館使用料免除申請書を提出

6 月 5 日 橋本公民館長が審査請求人に公民館使用料免除申請に対する決定処分に係る通知を送付

#### 2 審理の経過

平成 30 年 8 月 30 日 審査請求人が市長に審査請求書を提出

9 月 10 日 市長が審理員を指名

9 月 25 日 審理員が橋本公民館長から提出された弁明書を受領

10 月 25 日 審理員が審査請求人から提出された反論書を受領

12 月 6 日 審理員が口頭意見陳述を実施

平成 31 年 1 月 9 日 審理員が審理を終結

1 月 24 日 審理員が市長に、本件審査請求は棄却されるべきであるとする旨の審理員意見書を提出

#### 審理員

審査請求がされた行政庁(本件審査請求においては、市長)の指名により審査請求に係る審理手続を行う職員。本市では、弁護士を相模原市行政不服審理員(非常勤特別職職員)に任命し、審理員として指名している。



審査請求に関する諮問について

次のとおり審査請求があったので、この審査請求を棄却することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第229条第2項の規定により諮問する。

平成31年2月12日提出

相模原市長 加山俊夫

1 審査請求人

市内の団体

2 審査請求に係る処分

橋本公民館長による審査請求人の相模原市立公民館使用料免除申請に対し免除しないこととした処分(以下「本件処分」という。)

3 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

(2) 審査請求の理由(主張の要旨)

ア 公民館は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の公の施設(以下「公の施設」という。)であるとともに、社会教育法(昭和24年法律第207号)に定義付けられた社会教育施設であるから、同法で同じく社会教育施設と定義付けられた図書館及び博物館がそれぞれ法令で入館料等を無料とされているのと同じ扱いでなければならず、公民館使用料について規定した相模原市立公民館条例(昭和39年相模原市条例第51号。以下「条例」という。)第5条は、違法かつ無効である。

イ 公民館を利用する全ての団体は、社会教育関係団体として、その活動を通じて地域自治、教育及び社会福祉に係る取組をしており、公益性が認められるにもかかわらず、社会教育関係団体が相模原市立公民館使用料免除基準(平成30年4月1日施行。以下「免除基準」という。)別表に定義付けられていないことは、社会教育関係団体に対する不当な干渉等を禁止した社会教

育法第12条に違反する。

ウ 免除基準別表中「戦没者・被爆者・戦災被害者団体」の定義の表現は、憲法第9条に違反する。また、同表に規定する活動内容によって公民館使用料を免除される団体(以下「免除団体」という。)の種類及び定義が合理性なく狭く設定されていることは、憲法第14条により保障される平等権を侵害しており、かつ、地方自治法第244条第3項で禁止される不当な差別に当たる。

エ 審査請求人は、免除基準別表に定める団体類型に該当しないが、相模原市立公民館条例施行規則(昭和44年相模原市教育委員会規則第6号。以下「規則」という。)第8条第1項第2号の要件を満たす団体であるから、公民館使用料を免除しないことは、違法である。

#### 4 棄却しようとする理由

審査請求人の主張は、次のとおり理由がないため

##### (1) 条例第5条について

公民館は、公の施設であり、その利用につき使用料を徴収することは、地方自治法第225条において明文で許容されており、条例第5条は、何ら法令に違反するものではない。

##### (2) 規則第8条第1項第2号について

ア 公の施設である公民館の使用料について、必要に応じて減免制度を設けることは、地方自治法第225条が予定しているところである。

イ その上で、市内で活動する公益性が高い団体について公民館使用料を免除することは、公民館の設置目的等に適合し、住民の社会福祉の増進等に資するから、合理的な理由があるものと認められる。

ウ よって、規則第8条第1項第2号は、違憲又は違法ではない。

##### (3) 免除基準について

ア 免除基準は、免除団体の定義を明確化し、免除を受けられる活動を定めており、規則第8条第1項に定められた免除の適用に当たっての要件を明確に具体化したものであるが、これにより生じた取扱いの差異は、合理的なものであって、団体の活動に不当な干渉をするものではないから、裁量権の逸脱があるとは認められない。

イ よって、免除基準は、違法又は不当ではない。

ウ なお、審査請求人の主張のうち、審査請求人に適用されていない条項について、抽象的に違憲性及び違法性の審査を求めるものについては、審査請求の裁決においては、判断を要するものではない。

(4) 本件処分について

ア 審査請求人は、誰もが暮らしやすい街(町)を実現していくための地域の文化に根ざした活動及び演劇などの表現活動を通して、誰もが暮らしやすい街(町)を地域で考えていくためのヒントを提起し、住民とともに考える活動を行う団体である。

イ 橋本公民館長は、審査請求人の会則等を踏まえ、免除基準別表中「子育て支援団体」の該当性を中心に検討し、これに該当しないと判断した。審査請求人は、免除基準別表の団体類型に該当しないことを自認していることから、規則第8条第1項第2号に該当すると認定する余地はない。

ウ よって、本件処分は、違法又は不当ではない。

提案の理由

使用料の徴収に関する処分についての審査請求に対する裁決をいたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第229条第2項の規定により議会に諮問するものである。

## 諮問第 3 号関係資料

### 審査請求の概要

#### 1 処分に至る経過

平成 30 年 4 月 21 日 審査請求人が橋本公民館長に公民館使用料免除申請書を提出

6 月 5 日 橋本公民館長が審査請求人に公民館使用料免除申請に対する決定処分に係る通知を送付

#### 2 審理の経過

平成 30 年 9 月 3 日 審査請求人が市長に審査請求書を提出

9 月 10 日 市長が審理員を指名

10 月 1 日 審理員が橋本公民館長から提出された弁明書を受領

10 月 29 日 審理員が審査請求人から提出された反論書を受領

12 月 17 日 審理員が口頭意見陳述を実施

平成 31 年 1 月 15 日 審理員が審査請求人から提出された反論書を受領

17 日 審理員が審理を終結

1 月 24 日 審理員が市長に、本件審査請求は棄却されるべきであるとする旨の審理員意見書を提出

#### 審理員

審査請求がされた行政庁(本件審査請求においては、市長)の指名により審査請求に係る審理手続を行う職員。本市では、弁護士を相模原市行政不服審理員(非常勤特別職職員)に任命し、審理員として指名している。